

傷病手当金・出産手当金支給申請書の記入について

傷病手当金や出産手当金申請書記入における注意点をお知らせいたします。

【よくある間違い】

申請書2ページ目の「申請期間中に報酬を受けましたか？」の回答と
申請書3ページ目の「事業主が証明するところ」の報酬等支給状況に関する
記載内容が相違していると、申請書をお返りする可能性があります。

▼以下の場合には原則、申請書を返戻しますのでご注意ください。

- ① 申請書2ページ目：「申請期間（休んだ期間）に報酬を受けましたか。」→「1（はい）」
申請書3ページ目：申請期間中（出勤していない日）に賃金や手当等を支給した記載なし
- ② 申請書2ページ目：「申請期間（休んだ期間）に報酬を受けましたか。」→「2（いいえ）」
申請書3ページ目：申請期間中（出勤していない日）に賃金や手当等を支給した記載あり

誤った記入例はこちら

申請書2ページ目 「申請期間中に報酬を受けましたか？」

- ① 報酬
- ①-1 申請期間（療養のために休んだ期間）に報酬を受けましたか。
 - ①-2 ①-1を「はい」と答えた場合、受けた報酬は事業主証明欄に記入されている内容のとおりですか。

1. はい → ①-2へ
2. いいえ

1. はい
2. いいえ → 事業主へご確認のうえ、正しい証明を受け

内容相違

2ページ目で「報酬を受け取っている」と回答
3ページ目で「報酬」の記載がない

申請書3ページ目 「事業主が証明するところ」

①	令和	年	月	日	から	令和	年	月	日	円
①										
②										
③										
④										
⑤										

空白
報酬を受けた日付と金額の記載がないです！

ご不明な点等ございましたら協会けんぽ宮崎支部業務グループまでお問合せください。



全国健康保険協会 宮崎支部

協会けんぽ

協会けんぽ 宮崎

検索

〒880-8546 宮崎市橘通東1-7-4 第一宮銀ビル5階

TEL 0985-35-5364

FAX 0985-35-5393

自動音声でご案内します

案内①業務（給付、保険証、任意継続など）

案内②保健（健診、特定保健指導など）

案内③レセプト（レセプト、第三者行為（交通事故等））

案内④企画総務（保険料率、健康宣言など）

各種申請書は郵送でご提出ください。

保険証を使用できるのは
退職日までです！

従業員本人だけではなく、扶養家族も
含めて退職日の翌日から使えません。
保険証は扶養家族方も含めて必ず返却
してください。

令和5年度は2月を除く毎月発行予定です。